

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月9日

### 1 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ドラッグコスモス坂戸八幡店

所 在 地：坂戸市八幡一丁目30番2 外

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 「ユニバーサルデザイン」の考えを取り入れ、年齢・性別・身体・国籍など様々な方が持つ特性や違いに配慮した施設整備に取り組んでください。その際は、障害者等関連団体の意見を反映させることができます。
- (2) 事業活動に関し公害に係る苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって解決を図ってください。
- (3) 当該事業所から発生する廃棄物が散乱等により周辺環境に悪影響を与えないよう適切な処理を講じてください。
- (4) 店舗への出入に際しては円滑な交通誘導を行い、また、誘導案内看板等を設置するなど適切な周辺道路の渋滞対策を講じてください。
- (5) 埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を遵守し、地元商業団体との連携や商工会への加入を検討してください。
- (6) 中学生に関しては厳密な指定通学路がないため、資料で図示された通学路に限らず、登下校時における児童生徒の安全が確保されるよう適切な対策を講じてください。

### 2 縦覧期間

令和8年1月9日から令和8年2月9日まで

### 3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター